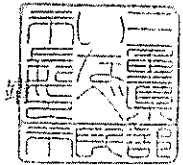


## 環境影響評価方法書に対する意見書

太平洋セメント株式会社藤原工場の藤原鉱山およびその周辺次期原料山開発事業に係る三重県環境影響評価条例第 9 条第 1 項の規定に基づく環境保全の見地からの意見は、次のとおりである。

いなべ市長 日 沖



### 1 環境影響評価全般に関すること

- (1) 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法については、その選定理由及び妥当性を具体的かつ市民にわかりやすい内容で環境影響評価準備書に記載すること。
- (2) 環境影響評価の実施にあたっては、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について、方法書に記載されている内容を検証し、必要に応じ見直すこと。見直す場合は、その内容、理由等について環境影響評価準備書に記載すること。
- (3) 環境への影響の評価については、環境基準等との比較のみではなく、実行可能な範囲内で環境への負荷が回避し低減されているかとの観点から、できるだけ定量的に評価すること。
- (4) 事業計画について周辺住民に十分説明するとともに、事業の実施に当たっては住民意見に配慮すること。

## 2 個別事項に関すること

### (1) 大気質

建設作業による粉じんの発生等を抑制するための対策について、環境影響評価準備書に記載すること。

### (2) 動植物

動植物の生態系については、少なくとも優占種又は量的に多い種については、再生産過程がどのように影響を受けるか検討し、環境影響評価準備書に記載すること。

### (3) 温室効果ガス

温室効果ガスの予測事項及び項目は、二酸化炭素に加えて一酸化二窒素等の温室効果ガスについても検討し環境影響評価準備書に記載すること。